

令和3年度公益財団法人須賀川市農業公社事業計画書

1 事業計画の基本方針

定款の目的に則り、公益財団法人としての理念に基づく次に掲げる事業の推進を図る。

- (1) 須賀川市食料・農業・農村基本計画に基づく農業の担い手及び生産組織の育成に関する事業
- (2) 生産性の高い農業生産基盤等の整備に関する事業
- (3) 農業の持続的発展を支える環境整備に関する事業
- (4) 農村の持つ機能の保全と農村の活性化に関する事業
- (5) 農産物の生産及び消費振興に関する事業
- (6) その他公社の目的を達成するために必要な事業

2 事業実施計画の具体的取組内容

(1) 農地の集積に関する事業

ア 須賀川市から承認を受けている農地利用集積円滑化団体として、高齢等による離農農家の農地を規模拡大による経営の効率化を目指す地域の担い手農家等へ集積の橋渡しを行い、効率的な経営基盤の整備に寄与する。

イ 現在契約中の農地賃貸借料や手数料の管理を継続して行うとともに、新規契約や更新手続きが農地バンクへ移行したことを踏まえ、農地を貸したい方や担い手農家等に対し、農地バンクの農地中間管理事業の活用を斡旋する。

(2) 耕作放棄地の再生・利用に関する事業

ア 耕作放棄地の再生を図り、食料生産基盤である農地としての機能を回復するため、市の特産品開発業務委託事業を活用し、ナタネ栽培を行い、収穫したナタネはナタネ油として学校給食や市民等へ提供する。

イ 再生した耕作放棄地は、担い手が容易に営農再開できるよう、農作物の栽培を行いながら、施肥等必要な作業を行い、農地としての利用を継続し、農地機能の維持

を図る。

ウ 市民に農業の魅力に触れてもらう機会を提供するため、耕作放棄地を活用して、にんにくを活用した市民体験ほ場を引き続き開設し、栽培講習会を開催する。

(3) 農作業の受託に関する事業

ア 水田の転作を推進するため、汎用コンバインやトラクター等の農業機械の活用により、大豆、ナタネ、そば栽培等の作業を受託する。

イ 多忙な兼業農家や労働力が不足している農家等を支援するため、耕起、刈り取りや農道、畦畔の草刈り等の作業を受託する。

ウ 栽培受託作業により収穫した大豆を買入れし、味噌や豆菓子等の加工品として、地産地消を推進する直売所等で販売するとともに、地元産品の振興に努める。

エ 須賀川市が設置している宇津峰梅林自然公園の維持管理について、継続して受注を図り、収穫した梅を活用した加工品の販売に努める。

オ 加工品の販路を一層拡大するため、インターネットを活用したオンラインショップによる販売及びふるさと納税の須賀川市返礼品登録を継続する。

(4) 農業機械の貸出に関する事業

ア 農家が個々に所有するには非効率的な農業機械類を公社が貸し出し、担い手農家の経営を支援する。

イ 樹木粉碎機の一層の活用を図るため、町内会隣組の回覧チラシ広報により、資源循環型の環境整備に寄与する。

(5) 新規就農者育成事業

本市の主力作物である「岩瀬きゅうり」栽培の担い手確保を図るため、就農に意欲ある希望者を募集して研修を実施し、就農へ向けた支援を行う。